

令和7年度 市民後見人候補者養成講座
開 催 要 項

- 1 目 的 「成年後見制度」の普及啓発と、将来的にその担い手となり、同じ地域に住む住民の視点で支援をする「市民後見人候補者」を養成します。
- 2 開催日時 令和7年9月6日(土)～令和7年10月25日(土)のうち、6日間
及び内容 ※別紙「令和7年度 市民後見人候補者養成講座 日程」をご参照ください
- 3 開催形式 集合形式
- 4 会 場 長崎市役所 2 階 多目的スペース
- 5 実 施 社会福祉法人 長崎市社会福祉協議会
(長崎市成年後見制度利用支援事業受託)
- 6 講 師 長崎家庭裁判所、法テラス長崎法律事務所、崎陽合同法律事務所
認知症疾患医療センター、長崎市障害者相談支援事業所
市民後見人の会・ながさき、長崎市、長崎市社会福祉協議会
- 7 対 象 者 下記の要件を満たす
(1)長崎市在住又は在勤の方
(2)原則として、全カリキュラムを受講できる方
(3)市民後見人について興味関心のある方
- 8 定 員 30名(定員になり次第締め切ります)
※申し込み多数の場合は受講できない場合があります。
- 9 受 講 料 無 料
- 10 申込方法 二次元コード・郵送・FAX・電話
(応募締め切り) 令和7年8月8日(金) (申し込み用二次元コード)
- 11 そ の 他 (1) 全てのカリキュラムを受講した修了者には修了証が授与されます。
(2) 全てのカリキュラムを受講できなかった場合、来年度以降に欠席した講義を受講することで修了となります。
(3) 修了後、市民後見人として活動する際は、長崎市及び NPO 法人市民後見人の会・ながさきが実施する各種研修会等に参加しながら、継続的に資質の向上を図ります。
(4) 本講座は、受講により、家庭裁判所から成年後見人等として選任されることを保証するものではありません。



(問い合わせ先) ☎ 095-894-4500 長崎市権利擁護・成年後見支援センター
(社会福祉法人 長崎市社会福祉協議会)